

橋本市告示第 185 号

橋本市戸籍情報システムに係るデータ保護管理要綱の一部を改正する告示
を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 9 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市戸籍情報システムに係るデータ保護管理要綱の一部を改正する告示

橋本市戸籍情報システムに係るデータ保護管理要綱(平成18年橋本市告示第11号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、戸籍情報システムに係るデータの保護及び管理に関する必要な事項を定め、戸籍法(昭和22年法律第224号)その他の法令等の定めるところにより市長が管掌する戸籍、除かれた戸籍、戸籍の附票、人口動態調査票等の事務を処理する戸籍データ保護の厳重な管理運営を確保することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、かつらぎ町並びに湯浅町、高野町、九度山町及び橋本市(以下「関係市町」という。)により締結する電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約(平成28年橋本市告示第198号)第1条の規定に基づき委託する戸籍法(昭和22年法律第224号)その他の法令等の定めるところにより市長が管掌する戸籍、除かれた戸籍、戸籍の附票、人口動態調査票等の事務を処理する戸籍情報システムに係るデータの保護及び管理に関する必要な事項を定め、戸籍データ保護の厳重な管理運営を確保することを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 戸籍情報システム <u>クラウドサービス上の仮想環境に設置した戸籍サーバと市民課に設置した戸籍専用端末機(専用回線により戸籍サーバに接続することにより、戸籍データを取り扱うことができる装置をいう。以下「端末機」という。)により、現在戸籍、除かれた戸籍、附票、人口動態調査票等を磁気ディスク等に記録し、戸籍事務、戸籍附票事務及び人口動態調査等の戸籍関連事務を行うシステムをいう。</u></p> <p>(2) · (3) 略</p> <p>(4) ドキュメント <u>クラウド運用マニュアル、端末運用マニュアル、詳細設計書、構成情報管理ファイル</u>その他戸籍情報システムに関する仕様書をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 戸籍情報システム <u>戸籍専用コンピュータにより現在戸籍、除かれた戸籍、附票及び人口動態調査票等の戸籍関連事務を行うシステムをいう。</u></p> <p>(2) · (3) 略</p> <p>(4) ドキュメント <u>システム設計書、プログラム説明書、操作説明書</u>その他戸籍情報システムに関する仕様書をいう。</p> <p>(5) サーバ <u>戸籍情報システムを使用するためにかつらぎ町に設置する正中央処理装置及び副中央処理装置で、プログラム及び戸籍データを処理及び格納する装置をいう。</u></p>

(処理の基本方針)

第3条 戸籍情報システムによる事務処理に当たっては、戸籍事務の効率化を図るとともに、個人情報を保護するように配慮しなければならない。

(戸籍データ保護管理者の設置)

第4条 戸籍情報システムの適正な運用及びデータ保護について統括的管理を図るため、戸籍データ保護管理者(以下「保護管理者」という。)を置き、市民課長をもって充てる。

(保護管理者の職務)

第5条 略

2 保護管理者は、戸籍情報システムについて、火災、盜難その他の災害に備えて必要な保安措置を講じなければならない。また、事故が発生したときは、保護管理者は速やかに事故の経緯及び被害状況を調査し、戸籍の事務管掌者である市長に報告しなければならない。

(戸籍データ取扱責任者)

第6条 保護管理者を補佐するため、戸籍データ取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)を置き、市民課長補佐をもって充てる。

(磁気ディスク等の管理)

第8条 保護管理者及び戸籍情報システムを提供する事業者(以下「戸籍情報システム事業者」という。)は、磁気ディスク等を次により適正に管理しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 磁気ディスク等を廃棄するときは、記録内容を消去した上で、焼却、裁断等の復元できない方法により処分すること。

(4) 戸籍情報システムについて、外部認証のPCIDSS(クレジットカードの情報を安全に取り扱うための国際的なセキュリティ基準をいう。以下同じ。)を取得しているデータセンターで提供されるクラウドサービスを利用することにより、適切に磁気ディスク等を管理し、及び戸籍データの漏えいを防止すること。

(5) 戸籍情報システム事業者は、データセンターのPCIDSSの継続的な取得及び認証取得状況を定期的に確認することとし、保護管理者は

(処理の基本方針)

第3条 関係市町は、戸籍情報システムによる事務処理に当たっては、戸籍事務の効率化を図るとともに、個人情報を保護するように配慮しなければならない。

(戸籍データ保護管理者の設置)

第4条 戸籍情報システムの適正な運用及びデータ保護について統括的管理を図るため、関係市町において戸籍データ保護管理者(以下「保護管理者」という。)を置き、それぞれ関係市町における戸籍事務担当課長をもって充てる。

(保護管理者の職務)

第5条 略

2 保護管理者は、戸籍情報システムについて、火災、盜難その他の災害に備えて必要な保安措置を講じなければならない。また、事故が発生したときは、保護管理者は速やかに事故の経緯及び被害状況を調査し、戸籍管掌者(戸籍法第1条の規定による関係市町の長をいう。)に報告しなければならない。

(端末機取扱責任者)

第6条 サーバを設置する町における保護管理者は、端末機の適正な管理をするため、端末機取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)を置き、戸籍事務担当課長補佐をもって充てる。

(磁気ディスク等の管理)

第8条 保護管理者は、磁気ディスク等を次により適正に管理しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 磁気ディスク等を破棄するときは、記録内容を消去した上で、焼却、裁断等の復元できない方法により処分すること。

必要に応じて、当該事業者に認証取得の継続性について確認すること。

(出力帳票の管理)

第9条 保護管理者は、戸籍情報システムから出力された帳票を次により適正に管理しなければならない。

(1)～(3) 略

(ドキュメントの管理)

第10条 略

(戸籍サーバへのアクセス管理)

第11条 保護管理者は、戸籍サーバへのアクセスに際して、業務処理範囲に限定した権限の範囲で許可された操作者へID及びパスワードを設定し、付与しなければならない。

2 保護管理者は、遠隔監視を行っている戸籍情報システム事業者に制限を設け、権限者以外の者の利用を防止しなければならない。また、戸籍サーバ利用に関する履歴を常時記録し、必要に応じて戸籍情報システム事業者に請求し、利用状況を確認しなければならない。

3 保護管理者は、緊急時の体制として、遠隔監視を行っている戸籍情報システム事業者から即時に保護管理者に連絡され、対応を協議する体制を整備しなくてはならない。

(戸籍データへのアクセス管理)

第12条 保護管理者は、戸籍データへのアクセスに際して、操作者に対し、操作者の業務処理範囲に限定された権限を設定したID及びパスワードを付与しなければならない。

2 保護管理者は、遠隔監視を行っている戸籍情報システム事業者に制限を設け、権限者以外の者の利用を防止しなければならない。また、戸籍情報システム事業者の戸籍データへのアクセスは、緊急時の保守作業においてのみ許可し、保守作業に必要な権限を設定したID及びパスワードを付与しなければならない。

3 戸籍データへのアクセスに関する履歴は常時記録し、保護管理者は、必要に応じて戸籍情報システム事業者に請求することで、利用状況を確認しなければならない。

4 保護管理者は、緊急時の体制として、遠隔監視を行っている戸籍情報システム事業者から即時に保護管理者に連絡され、対応を協議する体制を設けなくてはならない。

(出力帳票の管理)

第9条 保護管理者は、戸籍電算システムから出力された帳票を次により適正に管理しなければならない。

(1)～(3) 略

(ドキュメントの管理)

第10条 略

<p>(戸籍情報システムへのアクセス管理)</p> <p><u>第13条</u> 保護管理者は、戸籍情報システムの取扱職員(以下「取扱職員」という。)及び当該取扱職員の業務処理範囲を定め、個別に入出力を制御するパスワードを設定し、付与しなければならない。</p> <p>2 戸籍情報システムへのアクセス履歴は常時記録し、保護管理者は、利用状況を必要に応じて確認しなければならない。</p> <p>(アクセス制限の漏えい防止措置)</p> <p><u>第14条</u> 戸籍サーバ、戸籍データ及び戸籍情報システムの各々にアクセスするためのID及びパスワードを付与された者は、ID及びパスワードが他者に漏れることがないよう適切に管理しなければならない。</p> <p>2 保護管理者は、ID及びパスワードの設定、更新、発行、保管等の運用方法を定め、これを厳重に管理しなければならない。</p> <p>3 保護管理者は、ID及びパスワードを当該者以外の者に漏らしてはならない。</p> <p>4 取扱職員は、ID及びパスワードを<u>第13条第1項</u>により定められた業務の目的を超えて使用してはならない。</p> <p>5 取扱職員は、自己のID及びパスワードを他人に漏らし、又は使用させてはならない。</p> <p>6 戸籍情報システム事業者は、ID及びパスワードを権限者以外の者に漏らしてはならない。</p> <p>(取扱状況の把握)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>2 保護管理者は、戸籍情報システム事業者に対し、必要に応じて次の事項を請求し、取扱状況を把握しなければならない。</p> <p>(1) 戸籍サーバの使用状況</p> <p>(2) 戸籍データの使用状況</p> <p>(端末機の操作)</p> <p><u>第16条</u> 略</p> <p>(機器及びソフト等の保管)</p> <p><u>第17条</u> 保護管理者は、戸籍データの適正な管理を図るために、戸籍情報システムに係る機器及びソフト等を適切に管理しなければならない。</p> <p><u>第18条～第20条</u> 略</p>	<p>(パスワードの管理)</p> <p><u>第11条</u> 保護管理者は、戸籍情報システムの取扱職員(以下「取扱職員」という。)及び当該取扱職員の業務処理範囲を定め、個別に入出力を制御するパスワードを設定し、付与しなければならない。</p> <p>2 保護管理者は、パスワードの設定、更新、発行、保管等の運用方法を定め、これを厳重に管理しなければならない。</p> <p>3 保護管理者は、パスワードを当該取扱職員以外の者に漏らしてはならない。</p> <p>4 取扱職員は、パスワードを<u>第1項</u>により定められた業務の目的を超えて使用してはならない。</p> <p>5 取扱職員は、自己のパスワードを他人に漏らし、又は使用させてはならない。</p> <p>(取扱状況の把握)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(端末機の操作)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(機器及びソフト等の保管)</p> <p><u>第14条</u> 保護管理者は、戸籍データの適正な管理を図るために、<u>別表のとおり</u>戸籍情報システムに係る機器及びソフト等を管理しなければならない。</p> <p><u>第15条～第17条</u> 略</p>
--	---

別表を削る。

附 則

この告示は、令和 7 年 12 月 9 日から施行する。